

令和4年3月17日

第44回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部
大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、まん延防止等重点措置の18都道府県の区域について、3月21日をもって全て解除すること等が決定されました。
- これらの都道府県においても、地域の実情により、感染防止策等を引き続き実施するとされていることなどを踏まえ、私からは、以下のとおり、改めて指示します。
- 公共交通機関や旅行業・宿泊業、建設業等の所管分野において、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、車内等の消毒や換気といった感染予防対策の徹底を継続すること。
- テレワークの活用等による出勤者数の削減について、業務継続の観点からも、引き続き取り組むとともに、所管事業者等に対しても、協力を呼びかけること。
- 4月1日からの「県民割」の地域ブロックへの拡大にあたって、ワクチンや検査を活用し、安全・安心がしっかりと確保された制度として円滑に開始できるよう、専門家の意見も確認しながら検討を進め、都道府県とも調整しつつ、準備を滞りなく進めること。

- これから年度末や新年度を迎える中で、ワクチン接種後のマスク着用などの基本的な感染防止策をまとめた「新しい旅のエチケット」について、交通・観光事業者等と連携して、引き続き周知の徹底を図ること。
- 改めて、国土交通省の全ての職員一人一人が思いを1つにして、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもち、自らの体調管理を徹底し、感染予防対策並びにそれぞれの業務に全力で取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 私からは以上です。